

監 査 報 告 書

令和4年5月23日

学校法人 履正社
理 事 会 御中
評議員会 御中

学校法人 履正社
監事 武田誠次

私たちは、学校法人履正社の監事として、私立学校法第37条第3項に基づく職務を行うため、令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における理事会に出席して、学校法人の業務の状況を把握し、また法人の財産及び理事の業務執行の状況について監査を行いました。その結果、次のとおり報告いたします。

1. 監査法人（誠光監査法人）の会計監査の方法及び結果は相当であると認めます。
2. 財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び収益事業に係る貸借対照表、損益計算書）は、学校法人の状況を正しく示しているものと認めます。
3. 監査の結果、私たちは、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上